

## 砧町町会わんわんパトロール隊運用要領

砧町町会わんわんパトロール隊事務局

### 1. 目的

私たちの住む世田谷、砧地区および近傍においても成城一家殺人事件や中学生による通り魔的殺人事件など凶悪な犯罪や、ピッキングによる空き巣、バイクひったくり、車上荒らし等の被害が報告されています。これらを未然に防止し安全な市民生活を確保しようとするれば、警察に頼るだけでなく市民による防犯活動は重要であると考えられます。

砧町町会わんわんパトロール隊は、砧町の防犯性能を向上させることを目的としてボランティア活動をいたします。

### 2. 活動内容

砧町に住み地域の防犯活動に興味を持っていらっしゃる愛犬家にご協力をいただき、愛犬の日常のお散歩の際に次の2点を行うボランティア活動をいたします。

#### ①愛犬の散歩の際、「わんわんパトロール」の腕章を着用します

【効果】成城警察署支給の「わんわんパトロール」腕章を着用して砧町内を歩いていただくことにより、犯罪に対する抑止効果が期待できます。犯罪企図者のほとんどが犯行を犯す前に下見をしていると言われていています。その下見のときに我々の腕章が眼に入ることにより砧での犯行を思いとどまってくれるものと思われれます。

また、近隣住民の方に対する防犯意識の高揚が期待できます。

#### ②不審者、不審車両、危険な違法駐車等を見つけた場合 110 番通報します

【効果】警察に情報をすばやく提供することで、犯罪、事故を未然に防ぐ効果が期待できます。また不幸にして犯罪や事故が起こってしまった場合の警察の調査の手助けになります。

ボランティア活動ですので、上記を超える活動（例えば、不審者に声をかける、尾行する等）はいたしません。

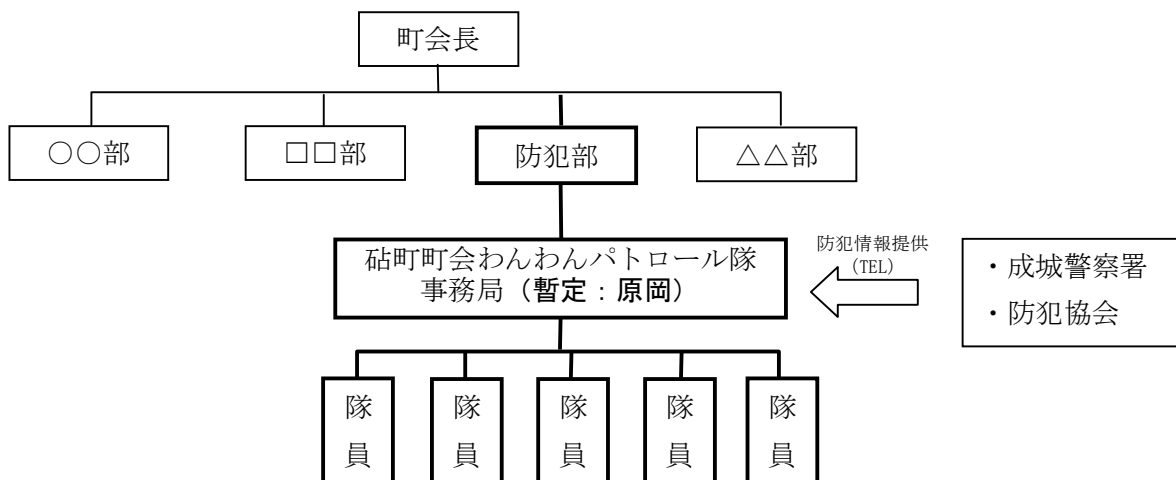
また、全て自己責任において行動します。

#### 【お願い】

山野小学校、砧小学校、明正小学校の子どもたちは世田谷区から防犯ブザーを支給されています。誤動作も多いですが、ブザーの音が聞こえたらそちらのほうに足を向けていただき、子どもに声を掛けていただきますようお願いいたします。

### 3. 組織

組織は、図のようにします。事務局を砧町町会防犯部内に設けます。



### 4. 運用

運用は、次の要領で行ないます。

#### (1) 隊員資格

隊員資格は、次のとおりとします。

- ・砧1丁目から8丁目に住んでいること。（町会会員である必要はない。）
- ・砧町町会わんわんパトロール隊の趣旨に賛同し、自己責任においてその活動にご協力いただけること。

#### (2) 隊員の募集

隊員の募集は、次の方法で行います。

- ・口コミ
- ・町会回覧板による募集

#### (3) 隊員の登録

わんわんパトロール隊参画希望者は、所定の書式により事務局へ登録します。登録する項目は次のとおりとします。

- ・氏名
- ・生年月日（防犯協会専用団体保険加入（後述）にご了解いただける方のみ）
- ・住所
- ・電話番号（任意）
- ・犬の種類、名前

- ・散歩の主なコース、散歩の時間帯

#### (4) 事務局の役割

##### ①事務局の設置

事務局は、次のとおりとします。

東京都世田谷区砧 2 丁目  
原岡 充、美之 (みゆき)  
Email : [jj1vkl@jarl.com](mailto:jj1vkl@jarl.com)

##### ②役割

事務局の役割は次のとおりとします。

- ・わんわんパトロール隊隊員の名簿を管理します。成城警察署防犯係、砧町町会防犯部の求めに応じ、名簿を提出します。
- ・隊員が身につける腕章を準備します。
- ・砧町町会からの情報を隊員に伝えます。
- ・成城警察署からの防犯情報を隊員に伝えます。
- ・年 1 回程度の頻度で、隊員に対するアンケート実施等その他の手法でその年度の活動の反省をします。
- ・わんわんパトロール隊の活動成果をまとめ、成城警察署、世田谷区等に報告します。
- ・その他、わんわんパトロール隊運用に際し有用であると思われる情報を収集、分析し、隊員に伝えるとともに効率的な運用方法を検討します。
- ・世田谷区役所など関係方面と協議し、助成金の申請など必要な対応を行います。
- ・必要に応じて、烏山地区、上祖師谷地区、砧公園地区のわんわんパトロール隊、全国のわんわんパトロール隊と意見交換をします。
- ・隊員から寄せられるパトロールの報告を整理し FAX で成城警察署防犯係へ報告します。
- ・インターネットホームページを運営し、わんわんパトロール隊の活動を広く広報します。

[http://www02.so-net.ne.jp/~jj1vkl/kinuta\\_wanpat/](http://www02.so-net.ne.jp/~jj1vkl/kinuta_wanpat/)

- ・成城警察署に週単位で砧町の被害発生状況を問い合わせ、その結果をメールマガジンにて砧町の住民に伝えます。

##### ③連絡手段

連絡手段は次のとおりとします。

- ・事務局から隊員への連絡で緊急を要しないものは全て葉書とします。  
(FAX、電子メールは、その設備を持っていない方もいらっしゃるためハガキが最も平等であると考えられます。)
- ・葉書では不都合なものについては封書とします。
- ・緊急の場合は電話連絡とします。
- ・隊員から事務局への連絡は、葉書、封書、電話、FAX、電子メールで受け付けます。

- ・成城警察署、防犯協会からの防犯情報はFAXにて受信します。

#### (5) 砧町町会の免責

砧町町会わんわんパトロール隊の活動の基本は、愛犬の日常のお散歩です。日常のお散歩の範囲の中での活動となりますので全ての行動は隊員の自己責任において行います。万一不慮の事故が発生した場合でも砧町町会はその責任を負いかねますので、交通安全その他必要な安全管理は各自でしっかりと行うこととします。

#### (6) 防犯協会専用団体保険の加入

活動への参加は隊員の自己責任を前提としますが、活動中に万が一事故が発生し隊員が怪我をしたり賠償責任を負った時に事務局としてなんの補償もできないのは申し訳ないとの観点から、次の保険に加入します。隊員の方の費用負担はありません。保険料は事務局で支払います。

#### 加入する保険の種類：防犯協会員団体総合補償保険制度 A型

区 分		金 額	
保 険 金 額	障 害	死亡・後遺障害	300 万円
		入院日額	3000 円
		通院日額	1000 円
	賠 償	対人賠償	1 名 2000 万円 1 事故 1 億円
対物賠償		1 事故 200 万円	
保 険 料		100 円 (1 名、1 年間につき)	

事務局では保険料を、世田谷区の助成金で賄っています。加入の手続きは事務局で行います。保険の対象となるのは、砧町町会わんわんパトロール隊支給の腕章を着用し愛犬のお散歩をされているときに発生した事故です。保険の対象者、保険金の受け取りは加入時に保険会社に提出する隊員のリストに限られます。ご家族で活動して下さる方は、そのご家族（最大3人程度まででお願いします）のお名前、生年月日（保険の申請において氏名、年齢は最低限の必要事項なのだそうです）を事務局にご連絡ください。保険期間は毎年6月1日午後4時～翌年6月1日午後4時です。新規の登録での中途加入は、5月～8月までの入隊を9月に、9月から12月までの入隊を1月に、1月～4月までの入隊を次の1年の保険更新といっしょに5月とします。

事故が発生したときにはすみやかに警察や救急への連絡などご自身で必要な対応をしてください。その上で事故の通知を30日以内に事務局、もしくは下記保険会社宛までおねがいします。

安田火災・本店サービスセンター火災新種第二課

TEL:03-3349-4264

FAX:03-3349-4619

保険金請求手続きにおいての不明な点は事務局までお願いいたします。

#### (7) 脱退、住所変更等の連絡

転居等でわんわんパトロール隊の活動ができなくなったときは事務局にその旨届け出て対応を協議するものとします。また、住所変更やお散歩される方の増減等登録事項に変更が生じた場合も事務局にご連絡ください。

### 5. その他

その他本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、事務局が窓口となって隊員の皆様、また関係方面と意見調整を行いながらお互いに誠意をもって協議し解決していくこととします。

### 6. 改訂

平成 15 年 7 月 14 日 制定 rev. 0

平成 15 年 10 月 10 日 改定 rev. 1

平成 15 年 12 月 2 日 修正 rev. 2 (2. ①、「防犯」腕章→「わんわんパトロール」腕章)

平成 16 年 1 月 18 日 修正 rev. 3

平成 16 年 2 月 23 日 修正 rev. 4 (4. (6)保険の項追加)

平成 16 年 3 月 7 日 修正 rev. 5 (文言の軽微な修正)

平成 16 年 9 月 17 日 追加 rev. 6 (防犯ブザーの項追加)

平成 17 年 3 月 13 日 修正 rev. 7 (活動内容の加筆修正) s

以上